

〇とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則

平成十三年六月一日
栃木県規則第五十二号

〔とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例施行規則〕を次のように定める。

とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則
(平二一規則一六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第四号。以下「条例」という。)に基づき、とちぎ青少年センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二一規則一六・一部改正)

第二条 削除

(平一八規則三一)

(利用時間)

第三条 センター(宿泊室及び宿泊のために利用する場合の和室を除く。)の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、知事が必要があると認めたとき又は条例第八条の二第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

(平一八規則三一・平二一規則一六・一部改正)

(許可の申請等)

第四条 条例第二条の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(別記様式第一号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の三月前(青少年の健全育成と社会参加の促進を目的として利用する場合にあっては六月前、県から委託を受けて青少年に関する事業を行う場合にあっては一年前)の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。ただし、知事が必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第二条の許可をするときは、利用許可書(別記様式第二号)を第一項の申請者に交付するものとする。

(平一八規則三一・一部改正)

(許可の変更等)

第五条 条例第二条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書(別記様式第三号)を指定管理者に提出しなければ

ならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により変更を許可するときは、利用変更許可書(別記様式第四号)を同項の申請者に交付するものとする。
- 3 許可利用者は、センターの利用を取り消すときは、利用取消届出書(別記様式第五号)を指定管理者に提出しなければならない。

(平一八規則三一・一部改正)

(利用期間等の制限)

第六条 条例別表に掲げる施設を継続して利用する場合は、五日間を超えて利用することはできない。ただし、知事が特別の理由があると認めたとき又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 個人で多目的ホールを利用する場合は、一人一回当たり二時間を超えて利用することはできない。
- 3 多目的ホールは、火曜日、木曜日及び土曜日の午後六時以降は、専用して利用することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めたとき又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

(平一八規則三一・一部改正)

(遵守事項)

第七条 条例第七条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 許可なく火気を使用しないこと。
- 二 許可なくセンター内において広告、宣伝その他これらに類する行為、寄附金の募集又は物品若しくは飲食物の販売を行わないこと。
- 三 センターの施設(附属設備及び器具を含む。以下同じ。)を損傷し、又は汚損しないこと。
- 四 センター内に危険な物品を持ち込まないこと。
- 五 その他指定管理者の指示事項に従うこと。

(平一八規則三一・一部改正)

(利用の制限)

第八条 指定管理者は、条例第七条及び前条の規定に違反すると認められる者に対し、センターの利用の禁止又は停止を命ずることができる。

(平一八規則三一・一部改正)

(整理員)

第九条 許可利用者は、利用に係る施設における秩序を保持するため、必要に応じ、整理員を置かなければならない。

(職員の立入り)

第十条 指定管理者は、センターの管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている

施設に職員を立ち入らせることができる。

(平一八規則三一・一部改正)

(破損等の報告)

第十一条 センターの施設を破損し、汚損し、又は紛失した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(平一八規則三一・一部改正)

(原状回復の報告)

第十二条 条例第八条の規定により利用に係る施設を原状に回復した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(平一八規則三一・一部改正)

(附属設備及び器具の利用料金の基準額)

第十三条 条例別表の2附属設備及び器具の利用料金の基準額の部に規定する規則で定める附属設備及び器具及び規則で定める額は、別表第一のとおりとする。

(平二一規則一六・一部改正)

(時間外の利用料金の基準額等)

第十四条 条例別表の備考1に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

2 前項に規定する利用料金の算出に当たっては、利用時間の三十分に満たない時間は、三十分とみなすものとする。

(平二一規則一六・一部改正)

(入場料)

第十五条 条例別表の備考2に規定する規則で定める額は、二千一円とする。

(利用料金の公告)

第十六条 知事は、条例第九条第二項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

(平二一規則一六・全改)

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(平二一規則一六・旧第十九条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十二条までの規定は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三一号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一六号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第五五号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年規則第一六号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第1(第13条関係)

(平21規則16・平25規則55・平31規則16・一部改正)

名称	施設区分	単位	利用料金の基準額
ビデオプロジェクター	第1研修室・多目的ホール	式	2,610円
カセットデッキ・CDプレイヤー	第1研修室・多目的ホール	式	310円
デジタルピアノ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
キーボードアンプ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
シンセサイザー	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ベースアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ギターアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ドラムセット	第1音楽室・多目的ホール	式	510円
音楽編集装置(音楽編集室)		式	1,030円
卓球台	多目的ホール	式	410円
持込器具電源利用料		500W	200円

備考

- この表における利用料金の基準額は、条例別表の利用時間区分(延長した場合を含む。)ごとの額とする。
- この表の「音楽編集装置」は、2時間単位の額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

別表第2(第14条関係)

(平21規則16・一部改正)

1 研修室等

区分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額(円)
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の基準額に100分の20を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額

2 調理室

区分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額(円)
午前9時前の時間帯又は午後2時から午後3時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から午後2時までの利用料金の基準額に100分の12を乗じて得た額
午後8時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後3時から午後8時までの利用料金の基準額に100分の12を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別記様式第1号(第4条関係)

(平18規則31・平21規則16・一部改正)

とちぎ青少年センター利用許可申請書						
指定管理者		様		年 月 日		
				申請者 住所 氏名		
				法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		
				担当者 電話番号		
次のとおりとちぎ青少年センターの利用をしたいので申請します。						
行事等の名称						
利用目的						
利用日時	期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで				
	時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
利用施設	施設	☐ 研修室(第1・第2・第3) ☐ 和室 ☐ 音楽室(第1・第2) ☐ 調理室 ☐ 多目的ホール ☐ 宿泊室				
	附属設備及び器具	☐ ビデオプロジェクター(第1研修室・多目的ホール) ☐ カセットデッキ・CDプレーヤー(第1研修室・多目的ホール) ☐ デジタルピアノ(第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール) ☐ キーボードアンプ(第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール) ☐ シンセサイザー(第1音楽室・多目的ホール) ☐ ベースアンプ(第1音楽室・多目的ホール) ☐ ギターアンプ(第1音楽室・多目的ホール) ☐ ドラムセット(第1音楽室・多目的ホール) ☐ 音楽編集装置 ☐ 卓球台(多目的ホール) ☐ 持込器具電源利用料				
使用責任者	住所					
	職氏名					
	電話番号	()	問合せ先	☐ 申請者 ☐ 使用責任者		
共催者名					使用予定人数	人
入場料		☐ 無料 ☐ 有料(円)				
その他 (特記事項)						

別記様式第2号(第4条関係)

(平18規則31・平21規則16・一部改正)

とちぎ青少年センター利用許可書		
		第 号 年 月 日
様		
年 月 日付けで申請のあったとちぎ青少年センターの利用を次のとおり許可します。		
指定管理者		印
行事等の名称		
利用目的		
利用日時	期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで
	時間	午前・午後 時 分から 午 前・午後 時 分まで
利用施設	施設	☐ 研修室(第1・第2・第3) ☐ 和室 ☐ 音楽室(第1・第2) ☐ 調理室 ☐ ☐ 多目的ホール ☐ 宿泊室
	附属設備及び器具	☐ ビデオプロジェクター(第1研修 室・多目的ホール) ☐ カセットデッキ・CDプレーヤー(第 1研修室・多目的ホール) ☐ デジタルピアノ(第1音楽室・第2 音楽室・多目的ホール) ☐ キーボードアンプ(第1音楽室・第2 音楽室・多目的ホール) ☐ シンセサイザー(第1音楽室・多目 的ホール) ☐ ベースアンプ(第1音 楽室・多目的ホール) ☐ ギターアン プ(第1音楽室・多目的ホール) ☐ ドラムセット(第1音楽室・多目的 ホール) ☐ 音楽編集装置 ☐ 卓球台(多目的ホール) ☐ 持込器 具電源利用料
利用料金		円
許可の条件		
利用上の注意		1 とちぎ青少年センター設置及び 管理条例及びとちぎ青少年センター 設置及び管理条例施行規則に従うこ と。 2 利用当日は、本許可書を受付の係 員に提示すること。

別記様式第3号(第5条関係)
(平18規則31・一部改正)

とちぎ青少年センター利用変更許可申請書		
指定管理者 様		年 月 日 申請者 住所 氏名
		法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
年 月 日付け第 号で許可を受けた の利用について次のとおり変更したいので申請します。 担当者 電話番号		
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

別記様式第4号(第5条関係)
(平18規則31・平21規則16・一部改正)

とちぎ青少年センター利用変更許可書			
様		第 号 年 月 日	
年 月 日付け第 号で許可をした の利用に関し、 年 月 日付けで申請のあった変更については、次のとおり許可します。			
		指定管理者	印
変更事項	変更前	変更後	
変更前の利用料金	円	変更後の利用料金	円
この許可により支払うべき利用料金	円		
許可の条件			
利用上の注意	1 とちぎ青少年センター設置及び管理条例及びとちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。		

別記様式第 5 号(第 5 条関係)
(平18規則31・一部改正)

とちぎ青少年センター利用取消届出書	
指定管理者 様	年 月 日 申請者 住所 氏名
	法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
担当者 電話番号 年 月 日付け第 号で許可を受けた の利用について次の理由により取り消すこととしたので届け出ます。	
取消理由	

備考 利用許可書(変更の許可を受けている場合には、利用許可書及び利用変更許可書)を添付すること。